

新型コロナウイルス 年末年始の感染拡大を防ぐために

年末年始は、人の移動や人が集まる機会が一段と増えます。かつてない規模の感染爆発とならないように、感染拡大につながる行動は慎重にするなど、一人一人が感染対策を徹底してください。
詳しくは、大垣市保健センター（☎75-2322）へ。

- オミクロン株対応ワクチン接種（3～5回目接種）および小児・乳幼児への速やかなワクチン接種
- 適切なマスク着用、手指衛生、密回避、こまめな換気、体調不良の際はすべての行動をストップするなど、**基本的な感染防止対策の徹底**
- 感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に**
- 飲食店での大声や長時間の飲食の回避、会話の際のマスク着用を徹底するとともに、**大人数の会食への参加は慎重に**
- 大規模イベントへの参加は慎重に**

案内

毎月第3日曜日は「家庭の日」

県は、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、新しい年が始まる1月を普及実践強調月間としています。家族はかけがえない存在です。家族団らんの機会をつくり「家族の絆」を深めましょう。

詳しくは、県HPまたは社会教育スポーツ課（☎47-8063）へ。

ごみの屋外焼却は禁止されています

家庭でごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。

成人の日 もえるごみのみ収集（1/9）

問合せ クリーンセンター（☎89-4124）



収集日	もえるごみ	もえないごみ・ペットボトル	プラスチック製容器包装
1月9日 (月・祝)	収集します	収集を休みます この日が収集日の区域は、1月12日(木)に収集します	

マイナンバーカード 交付・申請の休日・夜間窓口開設

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請の休日・夜間窓口を開設します。

◇とき／【休日窓口】 1月8・29日 いずれも日曜日の午前10時～午後4時

【夜間窓口】 1月の毎週火曜日・木曜日（1月3日を除く）

いずれも午後5時15分～7時30分

◇ところ／窓口サービス課

◇内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援

◇問合せ／同課（☎47-8764）へ



マイナポイント第2弾 ～カードの取得申請期限が延長～

マイナンバーカードをお持ちの人を対象にしたキャンペーン「マイナポイント第2弾」で、ポイント申し込みの条件となるマイナンバーカードの取得申請期限が、令和4年12月末から令和5年2月末まで延長されました。

第4回市議会定例会が閉会 補正予算などを可決

令和4年第4回市議会定例会が、12月5日から20日まで開かれました。

12日には、12人の議員から市政全般について一般質問が行われました。

最終日の本会議では、各担当委員会に付託されていた議案について委員長報告の後、一般会計補正予算など20議案が原案どおり可決・承認されました。続いて、請願2件について採決が行われ、いずれも不採択となりました。最後に、議員提出議案1件が追加上程され、原案どおり可決し、閉会しました。

最終日に可決・承認された主な議案は次のとおりです。

▶令和4年度補正予算関係

一般会計、公設地方卸売市場事業会計、病院事業会計、水道事業会計、公共下水道事業会計など

▶条例関係

個人情報保護法施行条例の制定、未来づくり基金条例の制定、小学校及び中学校設置条例等の一部改正、市民会館条例の廃止など

▶その他

請負契約の締結、市道路線の認定・廃止

▶意見書

帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書



第4回市議会定例会本会議

林業退職金共済制度

林業に従事し、林業退職金共済制度に加入していた人で、退

職金をまだ受け取っていない人は、ご相談ください。

詳しくは、勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（☎03-6731-2889）へ。

第11回特別弔慰金の請求期限が近づいています

戦没者などの遺族に支給する「第11回特別弔慰金」の請求期限は、令和5年3月31日までです。期限を過ぎると弔慰金を受け取る権利がなくなりますので、まだ請求がお済みでない人は、お早めにご請求ください。

*対象／戦没者死亡当時の遺族で、戦没者の子どもや兄弟・姉妹など、三親等内親族の遺族1人

*支給額／額面25万円の5年償還の記名国債

*持ち物／印鑑、本人確認書類

*請求期限／令和5年3月31日

*請求窓口／社会福祉課（☎47-7256）へ

下水道への切り替えに 利子補給制度のご利用を

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただくようお願いします。



排水設備の改造工事の資金に、金融機関からの融資をお考えの方は、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」の利用をご検討ください。なお、制度利用には、工事着工前の申込が必要です。

また、工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。市HPに指定工事店一覧を掲載しています。

詳しくは、下水道課（☎47-8714）へ。



市HP